

緊急地震速報受信装置等の取得に関する 所得税・法人税・固定資産税の特例措置について

- 「緊急地震速報受信装置」及び「緊急地震速報受信装置と一体的に整備する装置※1」が対象となります。
- 平成21年4月1日以降に緊急地震速報受信装置等を取扱した対象事業者※2は、**所得税・法人税・固定資産税の特例措置**の適用を受けることができます。
- 所得税・法人税については所轄税務署、固定資産税については各市町村の税務課と申請窓口が異なりますが、**両方の特例措置の適用を同時に受ける**ことができます。

初年度の特別償却率を20%上乘せ（所得税、法人税）

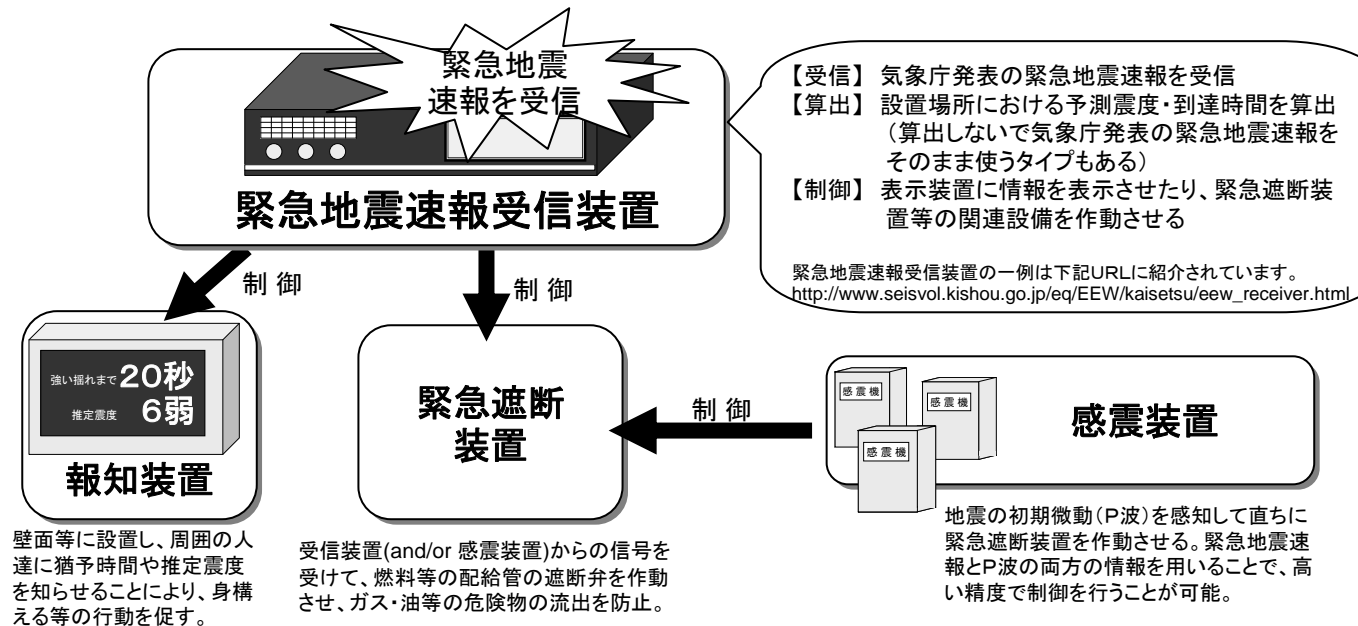
対象設備を、平成21年4月1日から平成23年3月31日までにはじめて事業の用に供した場合に、事業の用に供した最初の事業年度において、取得価額※3の20%相当額を普通償却限度額に上乘せして減価償却することができます。

3年度分の課税標準を2/3に軽減（固定資産税）

対象設備を平成21年4月1日から平成22年3月31日までの期間内に取得した場合に、対象設備に対して課税されることとなった年度から3年度分の固定資産税について、課税標準額を3分の2に減額することができます。

→平成22年度税制改正において、4年延長（その後廃止）される見込みです。

特例措置の対象資産



※1 「緊急地震速報と一体的に整備する装置」とは、報知機器、緊急遮断装置、感震装置ですが、報知機器又は緊急遮断装置は緊急地震速報受信装置と一体的に整備する場合のみ、また、感震装置は緊急地震速報受信装置及び緊急遮断装置と一体的に整備する場合のみ、特例措置の対象となります（感震装置のみ、緊急遮断装置のみ整備する場合は対象外となります。）。

※2 対象地域内に所在する個人事業者又は法人事業者です。詳細は裏面又は内閣府(防災)のHPをご確認ください。

※3 事業の用に供するために直接要した経費の額等も含まれます

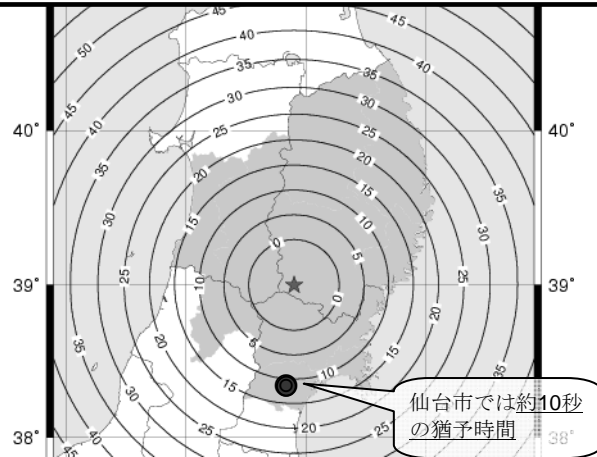
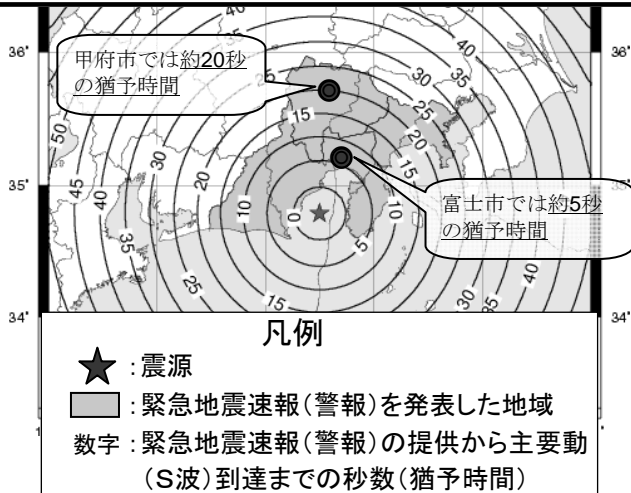
近年の大規模な地震に対し、 緊急地震速報を活用した被害軽減の事例

駿河湾を震源とする地震（2009年8月）

平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震

- ・工場では緊急地震速報を受信し、**生産装置を自動停止**（山梨県甲府市）
- ・**集客施設で館内放送を実施**（静岡県富士市）

- ・**保育園で子供たちの安全を確保**するとともに、従業員による避難通路を確保（仙台市）
- ・半導体工場において、**製造機械を停止**（宮城県）

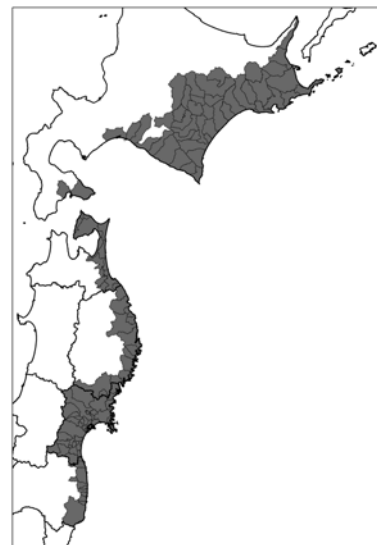
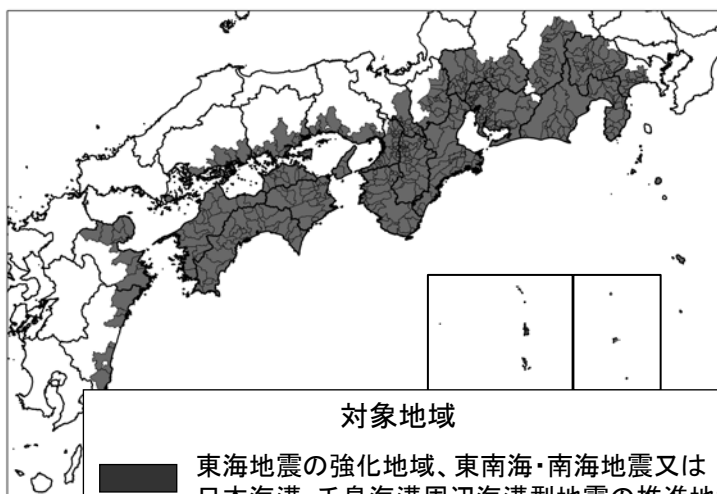


【出典】気象庁

対象地域（市町村単位）に所在する

①～④の施設・事業を管理・運営する事業者が対象

- ① 物品販売業を営む店舗やカフェ、飲食店（いずれも収容人員30人以上）、病院、劇場、旅館、その他不特定多数の者が出入りする施設
- ② 石油類、火薬類、高圧ガス等の危険物の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
- ③ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- ④ その他、学校や福祉施設、大規模な工場（勤務者数が1,000人以上）など、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業



対象地域

東海地震の強化地域、東南海・南海地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の推進地域（平成21年4月1日現在）

💡 問い合わせ先

内閣府 政策統括官(防災担当)

参事官(地震・火山・大規模水害対策担当)付 税制担当

TEL 03-5253-2111(内線 51402、51403) FAX 03-3501-5199

- ◆ 具体的な対象事業者、対象地域の市町村一覧などの詳細は内閣府防災担当ホームページ(税制)でもご確認いただけます。 <http://www.bousai.go.jp/> から「税制」をクリック